（港湾空港防災・危機管理課の所掌事務）

第百十四条　港湾空港防災・危機管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。）及び航路に関する災害の防止に関すること（工事の検査の執行に関すること並びに他課及び工事安全推進室（関東地方整備局にあっては、他課、工事安全推進室及び首都圏臨海防災センター、近畿地方整備局にあっては、他課、工事安全推進室及び近畿圏臨海防災センター）の所掌に属するものを除く。）。

三～五　（略）

（工事安全推進室の所掌事務）

第百十六条の二　工事安全推進室は、港湾空港部の所掌事務に関する工事の安全の管理及び指導に関する事務（関東地方整備局にあっては、特定離島港湾計画課及び首都圏臨海防災センターの所掌に属するものを除き、近畿地方整備局にあっては、近畿圏臨海防災センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官七百八十六人以内を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官七十七人以内を置く。

2　（略）

（営繕技術専門官）

第百三十七条　地方整備局を通じて営繕技術専門官四十六人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官八十六人以内を置く。

2　（略）

（契約事務管理官）

第百四十二条　河川国道事務所等を通じて契約事務管理官七十一人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官六十二人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百人以内を置く。

2　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十四人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十三人を置く。

2　（略）

（港湾空港防災・危機管理課の所掌事務）

第百十四条　港湾空港防災・危機管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。）及び航路に関する災害の防止に関すること（工事の検査の執行に関すること及び他課（東北地方整備局にあっては、他課及び工事安全推進室、関東地方整備局にあっては、他課、工事安全推進室及び首都圏臨海防災センター、近畿地方整備局にあっては、他課及び近畿圏臨海防災センター、九州地方整備局にあっては、他課及び工事安全推進室）の所掌に属するものを除く。）。

三～五　（略）

（工事安全推進室の所掌事務）

第百十六条の二　工事安全推進室は、港湾空港部の所掌事務に関する工事の安全の管理及び指導に関する事務（関東地方整備局にあっては、特定離島港湾計画課及び首都圏臨海防災センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官七百十七人以内を置く。

2　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官七十人以内を置く。

2　（略）

（営繕技術専門官）

第百三十七条　地方整備局を通じて営繕技術専門官四十五人以内を置く。

2　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官百十二人以内を置く。

2　（略）

（契約事務管理官）

第百四十二条　河川国道事務所等を通じて契約事務管理官七十二人以内を置く。

2　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官五十八人以内を置く。

2　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官九十四人以内を置く。

2　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十二人以内を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十二人を置く。

2　（略）